

第 48 号議案

平成 28 年度

吉田町一般会計補正予算 (第 1 号)



平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度吉田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,995,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		23,100	△1,322	21,778
	1 地方特例交付金	23,100	△1,322	21,778
9 地方交付税		349,000	48,747	397,747
	1 地方交付税	349,000	48,747	397,747
13 国庫支出金		879,721	21,661	901,382
	2 国庫補助金	249,413	21,661	271,074
14 県支出金		809,955	1,702	811,657
	2 県補助金	450,630	1,660	452,290
	3 県委託金	62,985	42	63,027
16 寄附金		31,500	90,615	122,115
	1 寄附金	31,500	90,615	122,115
17 繰入金		371,626	2,136	373,762
	1 特別会計繰入金	126	2,136	2,262
18 繰越金		200,000	227,855	427,855
	1 繰越金	200,000	227,855	427,855
19 諸収入		108,347	3,120	111,467
	4 受託事業収入	153	20	173
	5 雑入	99,384	3,100	102,484
20 町債		747,600	9,208	756,808
	1 町債	747,600	9,208	756,808
歳入	合計	9,592,000	403,722	9,995,722

(単位:千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,058,588	55,160	1,113,748
	1 総務管理費	797,905	52,550	850,455
	2 徴税費	173,310	1,660	174,970
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	63,695	950	64,645
		2,511,528	20,440	2,531,968
	1 社会福祉費	1,254,479	7,557	1,262,036
4 衛生費	2 児童福祉費	1,256,843	12,883	1,269,726
		1,732,405	33,450	1,765,855
	1 保健衛生費	1,732,405	33,450	1,765,855
6 農林水産業費		508,702	1,055	509,757
		75,725	△2,859	72,866
	1 農業費	424,861	3,914	428,775
7 商工費	3 水産業費	110,022	10,230	120,252
		110,022	10,230	120,252
	1 商工費	1,426,801	△20,815	1,405,986
8 土木費		110,342	△16,190	94,152
	1 土木管理費	56,033	42	56,075
	3 河川費	994,647	△4,667	989,980
9 消防費	4 都市計画費	434,886	△4,295	430,591
		434,886	△4,295	430,591
	1 消防費	740,933	△959	739,974
10 教育費		202,763	△99	202,664
	1 教育総務費	113,619	842	114,461
	2 小学校費	51,739	△2,051	49,688
	3 中学校費	178,148	△3,885	174,263
	4 社会教育費	194,664	4,234	198,898
5 保健体育費				

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		944,686	△4,341	940,345
	1 公債費	944,686	△4,341	940,345
13 諸支出金		1,381	313,797	315,178
	2 基金費	1,379	313,797	315,176
	歳出 合計	9,592,000	403,722	9,995,722

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 400,000	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れ る場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れられる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	千円 409,208	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れ る場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れられる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。

